



2025年8月期 決算短信〔日本基準〕（連結）

2025年10月14日

上場会社名 株式会社コナラ 上場取引所 東
コード番号 4176 URL <https://coconala.co.jp/>
代表者 (役職名) 代表取締役社長CEO (氏名) 鈴木 歩
問合せ先責任者 (役職名) 経営管理部長 (氏名) 田中 元 TEL 03(6712)7771
定時株主総会開催予定日 2025年11月26日 配当支払開始予定日 -
有価証券報告書提出予定日 2025年11月20日
決算補足説明資料作成の有無：有
決算説明会開催の有無：有

(百万円未満切捨て)

1. 2025年8月期の連結業績（2024年9月1日～2025年8月31日）

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する 当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年8月期	9,410	42.8	256	△16.0	227	0.7	306	25.9
2024年8月期	6,588	40.8	304	—	225	—	243	—

(注) 包括利益 2025年8月期 262百万円 (149.5%) 2024年8月期 105百万円 (—%)

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	自己資本 当期純利益率	総資産 経常利益率	売上高 営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
2025年8月期	13.07	12.77	14.6	3.1	2.7
2024年8月期	10.21	10.00	11.8	3.3	4.6

(参考) 持分法投資損益 2025年8月期 △0百万円 2024年8月期 △0百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2025年8月期	6,325	2,417	31.8	89.10
2024年8月期	8,254	3,786	26.7	92.20

(参考) 自己資本 2025年8月期 2,011百万円 2024年8月期 2,202百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2025年8月期	255	△481	△742	2,936
2024年8月期	618	△1,336	1,629	3,905

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額 (合計)	配当性向 (連結)	純資産配当率 (連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
2024年8月期	—	0.00	—	0.00	0.00	—	—	—
2025年8月期	—	0.00	—	0.00	0.00	—	—	—
2026年8月期（予想）	—	0.00	—	0.00	0.00		—	

3. 2026年8月期の連結業績予想（2025年9月1日～2026年8月31日）

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属 する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	11,000	16.9	450	75.7	450	98.0	360	17.3	15.94

※ 注記事項

(1) 期中における連結範囲の重要な変更：有

新規 一社 (社名) 一、 除外 2社 (社名) 株式会社クレストスキルパートナーズ (旧株式会社ココナラス
スキルパートナーズ)、CSP1号投資事業有限責任組合

(注) 詳細は、添付資料17ページ「3. 連結財務諸表及び主な注記 (5) 連結財務諸表に関する注記事項 (連結の
範囲及び持分法適用の範囲の変更に関する注記)」をご覧ください。

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更：有
② ①以外の会計方針の変更：無
③ 会計上の見積りの変更：有
④ 修正再表示：無

(注) 詳細は、添付資料13ページ「3. 連結財務諸表及び主な注記 (5) 連結財務諸表に関する注記事項 (会計方
針の変更に関する注記) 及び (会計上の見積りの変更に関する注記)」をご覧ください。

(3) 発行済株式数 (普通株式)

- ① 期末発行済株式数 (自己株式を含む)
② 期末自己株式数
③ 期中平均株式数

2025年8月期	24,047,300株	2024年8月期	23,921,300株
2025年8月期	1,468,853株	2024年8月期	37,200株
2025年8月期	23,477,235株	2024年8月期	23,871,886株

(参考) 個別業績の概要

1. 2025年8月期の個別業績 (2024年9月1日~2025年8月31日)

(1) 個別経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2025年8月期	5,984	13.1	392	△15.4	400	△14.8	431	47.2
2024年8月期	5,291	16.2	464	—	469	—	292	—

	1株当たり 当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当 期純利益
	円 銭	円 銭
2025年8月期	18.36	17.94
2024年8月期	12.27	12.01

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2025年8月期	5,868	2,587	37.3	96.85
2024年8月期	6,150	2,496	36.6	94.33

(参考) 自己資本 2025年8月期 2,186百万円 2024年8月期 2,252百万円

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況	2
(1) 当期の経営成績の概況	2
(2) 当期の財政状態の概況	3
(3) 当期のキャッシュ・フローの概況	3
(4) 今後の見通し	3
2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方	4
3. 連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 連結貸借対照表	5
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書	7
連結損益計算書	7
連結包括利益計算書	8
(3) 連結株主資本等変動計算書	9
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書	11
(5) 連結財務諸表に関する注記事項	13
(会計方針の変更に関する注記)	13
(会計上の見積りの変更に関する注記)	13
(セグメント情報等の注記)	14
(継続企業の前提に関する注記)	16
(連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記)	16
(1株当たり情報の注記)	17
(連結の範囲及び持分法適用の範囲の変更に関する注記)	17
(重要な後発事象の注記)	18

1. 経営成績等の概況

（1）当期の経営成績の概況

当社グループにおきましては、「一人ひとりが『自分のストーリー』を生きていく世の中をつくる」をビジョンに掲げ、EC型のサービスマーケットプレイスである「ココナラスキルマーケット」の他、エージェント型サービスである「ココナラテック」や「ココナラアシスト」等を展開しております。当社グループはオフラインで日常的に行われているあらゆる取引をオンラインでより便利に置き換えていくことで、唯一無二のサービスプラットフォームとなることを目指しております。

当社グループがターゲットとする個人・企業間サービスにおいては、潜在市場規模は約37兆円と非常に大きい一方、オンラインで取引される比率は1％程度と推定されています（情報通信総合研究所による推定値）。オンラインでのサービス取引は、人生100年時代の到来や働き方改革でライフスタイルが従来とは大きく変化する中、社会的にも重要性の高い市場と考えております。

当連結会計年度は、2024年8月期に立ち上げた「ココナラアシスト」が単月黒字を達成する等、既存事業が順調に成長した他、「ココナラスカウト」や「ココナラコンテンツマーケット」といった新規事業の立ち上げを行い、ココナラ経済圏の拡大を進めました。

この結果、当連結会計年度の流通総額は17,228,331千円（前期比8.8％増）、売上高は9,410,783千円（前期比42.8％増）、営業利益は256,121千円（前期比16.0％減）、経常利益は227,276千円（前期比0.7％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は306,904千円（前期比25.9％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細につきましては、「3. 連結財務諸表及び主な注記（5）連結財務諸表に関する注記事項（セグメント情報等の注記）」に記載のとおりです。

①マーケットプレイス

「マーケットプレイス」においては、「ココナラスキルマーケット」での「定期購入機能」のリリースや、生成AIを活用した「ココナラ募集」のユーザビリティ改善など、より多くのマッチング機会の創出に取り組んでおります。これにより、購入ユニークユーザー数・1人当たり購入額ともに増加しました。また、「ココナラ法律相談」について、ユーザーと弁護士のマッチング精度・量ともに順調であることから有料登録弁護士数が拡大しており、これを背景として弁護士からの広告収入である固定の利用料も増加しております。加えて、2025年4月より、記事・画像・イラストが集客不要で販売できる新サービス「ココナラコンテンツマーケット」を開始した他、2025年7月には出品者のためのオールインワン支援サービス「セラーサポート」を開始しております。

この結果、売上高は5,720,718千円（前期比13.2％増）、セグメント利益は555,411千円（前期比6.1％減）となりました。

②エージェント

「エージェント」においては、2024年6月に子会社化した株式会社ココナラテックのPMI推進の結果、営業効率が大きく改善した他、2024年8月期に立ち上げた「ココナラアシスト」がクライアント数・稼働者数ともに増加し、順調に成長しました。

この結果、売上高は3,690,065千円（前期比140.4％増）、セグメント損失は278,923千円（前期は241,482千円のセグメント損失）となりました。

（2）当期の財政状態の概況

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は前連結会計年度末より1,929,536千円減少し、6,325,234千円となりました。

これは主に、株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社コナラスکیلパートナーズ）及び同社の子会社であるCSP1号投資事業有限責任組合が当社グループの連結の範囲から除外されたこと等により、投資有価証券が1,063,721千円、現金及び預金が969,322千円減少したこと等によるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は前連結会計年度末より560,712千円減少し、3,907,972千円となりました。

これは主に長期借入金が209,988千円、預り金が178,985千円、買掛金が105,057千円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は前連結会計年度末より1,368,823千円減少し、2,417,262千円となりました。

これは主に、株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社コナラスکیلパートナーズ）及び同社の子会社であるCSP1号投資事業有限責任組合が当社グループの連結の範囲から除外されたこと等により、非支配株主持分が1,336,001千円減少したことによるものであります。

（3）当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、2,936,000千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、255,082千円の収入（前期は618,444千円の収入）となりました。これは主に税金等調整前当期純利益225,867千円、預り金の減少178,985千円、株式報酬費用164,916千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、481,589千円の支出（前期は1,336,546千円の支出）となりました。これは主に差入保証金の差入による支出268,647千円及び連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出254,795千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、742,816千円の支出（前期は1,629,693千円の収入）となりました。これは主に自己株式の取得による支出518,109千円及び長期借入金の返済による支出215,786千円等によるものであります。

（4）今後の見通し

当社グループは短期的な利益成長ではなく中長期的な観点で高い成長率を実現できるよう、プロダクト開発、事業開発、M&Aおよびマーケティング投資を継続していきます。2026年8月期は、売上高11,000,000千円（前期比16.9%増）、営業利益450,000千円（前期比75.7%増）、経常利益450,000千円（前期比98.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益360,000千円（前期比17.3%増）を見込んでおります。

2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社グループは、連結財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性を考慮し、当面は、日本基準で連結財務諸表を作成する方針であります。

なお、IFRSの適用につきましては、国内外の諸情勢を考慮の上、適切に対応していく方針であります。

3. 連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,905,323	2,936,000
売掛金	930,733	874,589
前払費用	114,664	187,444
未収還付法人税等	1,014	2
その他	288,377	250,105
流動資産合計	5,240,113	4,248,143
固定資産		
有形固定資産		
建物	266,483	261,483
工具、器具及び備品	102,423	106,358
減価償却累計額	△136,080	△188,945
有形固定資産合計	232,826	178,896
無形固定資産		
ソフトウェア	17,799	15,331
のれん	1,007,674	919,735
顧客関連資産	378,307	317,335
無形固定資産合計	1,403,780	1,252,402
投資その他の資産		
投資有価証券	1,063,721	—
関係会社株式	6,551	—
長期前払費用	3,266	5,156
差入保証金	268,603	500,227
繰延税金資産	15,424	134,530
その他	14,429	3,778
投資その他の資産合計	1,371,997	643,693
固定資産合計	3,008,603	2,074,992
繰延資産		
株式交付費	4,109	587
社債発行費	1,943	1,511
繰延資産合計	6,053	2,098
資産合計	8,254,770	6,325,234

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年8月31日)	当連結会計年度 (2025年8月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	375,514	270,457
未払金	451,070	446,226
未払費用	99,604	75,532
未払法人税等	95,948	57,098
前受金	638,561	722,364
預り金	1,061,346	882,360
1年内返済予定の長期借入金	215,786	209,988
1年内償還予定の社債	20,000	20,000
賞与引当金	—	2,224
ポイント引当金	1,918	2,320
クーポン引当金	5,988	8,742
その他	139,390	80,918
流動負債合計	3,105,130	2,778,232
固定負債		
社債	80,000	60,000
長期借入金	1,144,189	934,201
繰延税金負債	102,456	98,543
資産除去債務	36,908	36,995
固定負債合計	1,363,554	1,129,739
負債合計	4,468,684	3,907,972
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,244,957	1,255,356
資本剰余金	2,390,553	1,019,123
利益剰余金	△1,433,410	255,323
自己株式	—	△518,109
株主資本合計	2,202,100	2,011,693
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	107	—
その他の包括利益累計額合計	107	—
新株予約権	243,423	401,116
非支配株主持分	1,340,454	4,452
純資産合計	3,786,085	2,417,262
負債純資産合計	8,254,770	6,325,234

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
売上高	6,588,712	9,410,783
売上原価	1,494,509	3,286,934
売上総利益	5,094,203	6,123,848
販売費及び一般管理費	4,789,426	5,867,727
営業利益	304,776	256,121
営業外収益		
受取利息	399	4,930
受取還付金	10,832	2,174
雑収入	—	3,047
受取損害賠償金	—	4,395
有価証券売却益	4,500	—
経営指導料	6,014	7,727
受取家賃	1,656	—
その他	2,452	4,528
営業外収益合計	25,855	26,804
営業外費用		
支払利息	3,960	14,697
投資有価証券評価損	90,000	30,000
株式報酬費用消滅損	9,556	—
持分法による投資損失	208	207
その他	1,235	10,743
営業外費用合計	104,960	55,648
経常利益	225,671	227,276
特別損失		
解約違約金	55,345	—
子会社株式売却損	—	1,409
特別損失合計	55,345	1,409
税金等調整前当期純利益	170,325	225,867
法人税、住民税及び事業税	86,518	86,883
法人税等調整額	△22,126	△120,926
法人税等合計	64,391	△34,042
当期純利益	105,933	259,909
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△137,782	△46,995
親会社株主に帰属する当期純利益	243,716	306,904

(連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
当期純利益	105,933	259,909
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△865	2,240
その他の包括利益合計	△865	2,240
包括利益	105,068	262,149
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	243,711	306,918
非支配株主に係る包括利益	△138,642	△44,768

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,238,686	2,384,341	△1,677,039	—	1,945,989
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	3,759	3,759			7,519
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	2,511	2,511			5,022
親会社株主に帰属する当期純利益			243,716		243,716
自己株式の取得					
欠損填補					
合併による減少		△59	△87		△146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	6,270	6,211	243,629	—	256,111
当期末残高	1,244,957	2,390,553	△1,433,410	—	2,202,100

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	112	112	110,999	1,068,862	3,125,963
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					7,519
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）					5,022
親会社株主に帰属する当期純利益					243,716
自己株式の取得					—
欠損填補					—
合併による減少					△146
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△5	△5	132,423	271,592	404,010
当期変動額合計	△5	△5	132,423	271,592	660,121
当期末残高	107	107	243,423	1,340,454	3,786,085

当連結会計年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,244,957	2,390,553	△1,433,410	—	2,202,100
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	5,411	5,411			10,822
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	4,988	4,988			9,976
親会社株主に帰属する当期純利益			306,904		306,904
自己株式の取得				△518,109	△518,109
欠損填補		△1,381,828	1,381,828		—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	10,399	△1,371,429	1,688,733	△518,109	△190,406
当期末残高	1,255,356	1,019,123	255,323	△518,109	2,011,693

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	107	107	243,423	1,340,454	3,786,085
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					10,822
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）					9,976
親会社株主に帰属する当期純利益					306,904
自己株式の取得					△518,109
欠損填補					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△107	△107	157,692	△1,336,001	△1,178,416
当期変動額合計	△107	△107	157,692	△1,336,001	△1,368,823
当期末残高	—	—	401,116	4,452	2,417,262

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	170,325	225,867
減価償却費	36,509	64,651
繰延資産償却額	988	3,954
のれん償却額	32,003	87,938
顧客関連資産償却費	23,792	60,971
差入保証金償却額	9,705	10,623
投資有価証券評価損益 (△は益)	90,000	30,000
株式報酬費用	141,856	164,916
受取利息	△399	△4,930
支払利息	3,982	14,784
持分法による投資損益 (△は益)	208	207
子会社株式売却損益 (△は益)	—	1,409
売上債権の増減額 (△は増加)	△15,068	54,216
前払費用の増減額 (△は増加)	7,614	△95,563
長期前払費用の増減額 (△は増加)	9,806	4,759
仕入債務の増減額 (△は減少)	△81,453	△105,057
未払金の増減額 (△は減少)	145,115	△4,072
未払費用の増減額 (△は減少)	3,419	△22,147
未払法人税等 (外形標準課税) の増減額 (△は減少)	14,688	△11,647
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△337	△60,423
前受金の増減額 (△は減少)	96,483	107,067
預り金の増減額 (△は減少)	52,659	△178,985
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	—	14,524
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	2,224
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	△1,208	401
クーポン引当金の増減額 (△は減少)	△1,578	2,754
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△65,868	△4,087
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	—	△58
その他	1,252	△1,839
小計	674,498	362,460
利息の受取額	399	4,930
利息の支払額	△3,960	△14,697
保険積立金の受取額	—	17,500
法人税等の支払額	△52,493	△115,110
営業活動によるキャッシュ・フロー	618,444	255,082
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,941	△5,979
無形固定資産の取得による支出	△1,900	△10,737
投資有価証券の取得による支出	△261,412	—
関係会社出資金の払込による支出	△6,950	—
差入保証金の差入による支出	△86,978	△268,647
差入保証金の回収による収入	200	58,571
貸付けによる支出	△55,500	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△922,065	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	—	△254,795
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,336,546	△481,589

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,260,000	—
長期借入金の返済による支出	△48,292	△215,786
新株予約権の行使による株式の発行による収入	7,511	10,822
新株予約権の発行による収入	240	257
社債の償還による支出	—	△20,000
非支配株主からの払込みによる収入	414,700	—
自己株式の取得による支出	—	△518,109
非支配株主への配当金の支払額	△4,465	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,629,693	△742,816
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	911,591	△969,322
現金及び現金同等物の期首残高	2,993,732	3,905,323
現金及び現金同等物の期末残高	3,905,323	2,936,000

（5）連結財務諸表に関する注記事項

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されますが、該当する事象はなく、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

（会計上の見積りの変更に関する注記）

（耐用年数および資産除去債務の見積りの変更）

2025年5月29日開催の取締役会において本社移転が決定したため、移転後利用見込みのない固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように、当連結会計年度より耐用年数を変更しております。

また、不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として償却を行っていた敷金についても、償却に係る合理的な期間に短縮しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ11,084千円減少しております。

（セグメント情報等の注記）

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス別の事業部を置き、各事業部のサービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しています。

したがって、当社グループは事業部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「マーケットプレイス」及び「エージェント」の2つを報告セグメントとしております。

「マーケットプレイス」は、個人の知識・スキル・経験に基づくサービスを売買するスキルのマーケットプレイス「ココナラスキルマーケット」、一人ひとりにあった弁護士が見つかる検索メディア「ココナラ法律相談」等を運営しております。

「エージェント」は、ITフリーランスと企業の業務委託案件をつなぐ「ココナラテック」、優秀なアシスタントがビジネスをサポートする月額制サービス「ココナラアシスト」、トップクリエイターと企業のマッチングを創出する「ココナラプロ」等を運営しております。

（報告セグメントの変更）

当連結会計年度より、当社グループの事業内容の類似性および全体に占める割合の程度に照らして当社グループでの経営管理方法の見直しを踏まえ、経営実態に関する情報をより適切に開示するため、事業セグメントを集計する報告セグメントの区分方法を見直し、従来の「メディア」を「マーケットプレイス」と統合いたしました。なお、前連結会計年度のセグメント情報についても、変更後の区分により作成したものを記載しております。

また、第3四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分方法を一部変更しており、従来「エージェント」セグメントとして集約していた複数の事業のうち、ココナラ募集（継続型）について、「マーケットプレイス」セグメントとして開示しております。ココナラ募集（継続型）のサービスでは、「エージェント」セグメントに属するココナラアシスト事業の案件も取り扱っていることから、当初は「エージェント」セグメントに集約される形で管理されておりました。ココナラ募集（継続型）は急速に拡大しており、その量的重要性も増していく見込みであるとともに、プラットフォームでのマッチングを行うその事業の性質に鑑み、「エージェント」セグメントよりも「マーケットプレイス」セグメントとして管理することが適切と考え、最高意思決定者が業務上の意思決定及び業績評価に用いる報告資料の見直しを行ったものであります。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、量的重要性が低いことから、変更後の区分への組替再表示は行っておりません。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの利益は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報
前連結会計年度（自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計（注2）
	マーケット プレイス	エージェント	計		
売上高					
一時点で移転される財	4,403,867	—	4,403,867	—	4,403,867
一定の期間にわたり移転される財	649,852	1,534,993	2,184,845	—	2,184,845
顧客との契約から生じる収益	5,053,719	1,534,993	6,588,712	—	6,588,712
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,053,719	1,534,993	6,588,712	—	6,588,712
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,053,719	1,534,993	6,588,712	—	6,588,712
セグメント利益又は損失（△）	591,469	△241,482	349,987	△45,211	304,776
その他の項目					
減価償却費	27,724	8,784	36,509	—	36,509
のれん償却額	—	32,003	32,003	—	32,003
顧客関連資産償却費	—	23,792	23,792	—	23,792

- （注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失の合計額は、連結損益計算書上の営業利益と一致しております。
3. セグメント資産及び負債の金額は、当社グループの最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

当連結会計年度（自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注1)	合計（注2）
	マーケット プレイス	エージェント	計		
売上高					
一時点で移転される財	4,982,395	—	4,982,395	—	4,982,395
一定の期間にわたり移転される財	738,323	3,690,065	4,428,388	—	4,428,388
顧客との契約から生じる収益	5,720,718	3,690,065	9,410,783	—	9,410,783
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	5,720,718	3,690,065	9,410,783	—	9,410,783
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	5,720,718	3,690,065	9,410,783	—	9,410,783
セグメント利益又は損失（△）	555,411	△278,923	276,488	△20,367	256,121
その他の項目					
減価償却費	32,174	32,477	64,651	—	64,651
のれん償却額	—	87,938	87,938	—	87,938
顧客関連資産償却費	—	60,971	60,971	—	60,971

- （注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、投資事業を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失の合計額は、連結損益計算書上の営業利益と一致しております。
3. セグメント資産及び負債の金額は、当社グループの最高意思決定機関に対して定期的に提供されておらず、経営資源の配分決定及び業績評価の検討対象となっていないため記載しておりません。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記）

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年9月1日 至 2024年8月31日)	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金	3,905,323千円	2,936,000千円
現金及び現金同等物	3,905,323	2,936,000

※2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社ではなくなった会社の資産及び負債の主な内訳
株式の売却により、株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラススキルパートナーズ）及び
同社の子会社であるCSP1号投資事業有限責任組合が連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負
債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	298,036千円
固定資産	1,042,097千円
流動負債	△27,370千円
固定負債	一千円
その他有価証券評価差額金	△120千円
非支配株主持分	△1,291,233千円
子会社株式売却損	△1,409千円
株式の売却価額	20,000千円
現金及び現金同等物	△274,795千円
差引：売却による支出	△254,795千円

（1株当たり情報の注記）

	前連結会計年度 （自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）	当連結会計年度 （自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
1株当たり純資産額	92.20円	89.10円
1株当たり当期純利益	10.21円	13.07円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	10.00円	12.77円

（注）1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 2023年9月1日 至 2024年8月31日）	当連結会計年度 （自 2024年9月1日 至 2025年8月31日）
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	243,716	306,904
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	243,716	306,904
普通株式の期中平均株式数（株）	23,871,886	23,477,235
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（株）	508,473	553,741
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含 まれなかった株式の概要	新株予約権3種類 （新株予約権の数13,543個 （普通株式1,354,300株））	新株予約権3種類 （新株予約権の数13,543個 （普通株式1,354,300株））

（連結の範囲及び持分法適用の範囲の変更に関する注記）

当連結会計年度において、当社グループの連結子会社であった株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラスキルパートナーズ）の全保有株式を譲渡したため、株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラスキルパートナーズ）及びその子会社であるCSP1号投資事業有限責任組合は、当社グループの連結の範囲から除外しております。

これに伴い、株式会社クレストスキルパートナーズ（旧株式会社ココナラスキルパートナーズ）の関連会社であるCSP2有限責任事業組合及びCSP2号投資事業有限責任組合は、当社グループの持分法適用の範囲から除外しております。

（重要な後発事象の注記）

（ストックオプションとしての新株予約権の発行）

当社は、2025年10月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すことを目的として、当社の取締役及び従業員等に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議しました。

第21回新株予約権

決議年月日	2025年10月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 2 当社外部協力者 1
新株予約権の数（個）	157,828（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 157,828（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	472（注） 2
新株予約権の行使期間	自 2028年10月1日 至 2036年11月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 5

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額× $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝ $\frac{\text{調整前払込金額} + \frac{\text{既発行株式数} \times \text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$

3. 新株予約権の行使の条件

（1）行使条件

① 本新株予約権の付与を受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、2028年8月期乃至2031年8月期の事業年度における当社の連結損益計算書（対象となる事業年度にかかる定時株主総会において報告又は承認された連結損益計算書を意味する。また、連結損益計算書を作成していない場合には、損益計算書を意味する。以下同様とする。）に記載された売上高が一度でも16,000百万円を超過している場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、連結損益計算書の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から本新株予約権の権利行使時までの期間において、継続して当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員（以下「当社等役職員」という。）であることを要する。但し、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 上記②にかかわらず、本新株予約権者が本新株予約権の割当日において当社等役職員としての採用が当

社又は当社関係会社において予定されている者（以下「採用予定者」という。）である場合は、上記②における「本新株予約権の割当日」は「本新株予約権者が当社等役職員の地位を有するに至った日」と読み替えるものとし、下記④本文に定める規定は当社等役職員の地位を有する至った日から適用を受けるものとする。

- ④ 本新株予約権者が死亡した場合には、当該本新株予約権者の相続人は、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書の定めるところにより、本新株予約権を承継し、その権利を行使することができるものとする。但し、本新株予約権者が死亡した時点において、当社等役職員の地位を有するに至っていない採用予定者である場合には、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
 - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑥ 採用予定者である本新株予約権者が本新株予約権の割当日から12ヶ月以内に当社等役職員の地位を有するに至らなかった場合、当該本新株予約権者は本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、もしくは当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、または当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上もしくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合もしくは株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案して決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案して決定する。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
 - (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (7) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (8) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。

第22回新株予約権

決議年月日	2025年10月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 2 当社外部協力者 2
新株予約権の数（個）	50,219（注） 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 50,219（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注） 2
新株予約権の行使期間	自 2028年11月4日 至 2031年11月3日（注） 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	（注） 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注） 5

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行（処分）株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行（処分）株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

（1）行使条件

- ① 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会において、当社普通株式に対する公開買付けが開始されることを認め、本新株予約権者に本新株予約権の権利行使を認めるべきことを決定し、この旨を本新株予約権者に通知した場合において、通知した日以降30日が経過する日又は公開買付けにかかる決済開始日前日のいずれか早い日までの間（以下「公開買付け等権利行使期間」という。）に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位（以下「当社役職員」という。）にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。
- ③ 前号にかかわらず、本新株予約権者が本新株予約権の割当日において当社役職員としての採用が当社において予定されている者（以下「採用予定者」という。）である場合は、上記①における「本新株予約権の割当日以降」は「当社役職員の地位を有するに至った日以降」と、前号における「本新株予約権の取得時」は「本新株予約権者が当社役職員の地位を有するに至った時」とそれぞれ読み替えて適用するものとする。
- ④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権を行使することができなくなるものとする。
- ⑤ 本新株予約権者は、次に掲げるいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下のa、c、i、jの場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - a. 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - b. 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しく

は使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

- c. 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
- d. 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- e. 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
- f. 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
- g. 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合
- h. 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合
- i. 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合
- j. 採用予定者である本新株予約権者が本新株予約権の割当日から12ヶ月以内に当社役職員の地位を有するに至らなかった場合

4. 会社が本新株予約権を取得することができる事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、未行使の本新株予約権の全部を無償で取得する。但し、上記3に基づいて本新株予約権を行使することができる場合は本項は適用されない。
- (2) 当社は、前号本文の規定にかかわらず、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。但し、上記3に基づいて本新株予約権を行使することができる場合は本項は適用されない。
- (3) 当社は、上記3に基づいて本新株予約権を行使することができる場合において、公開買付け等権利行使期間内に本新株予約権者が本新株予約権を行使しなかった場合、未行使の本新株予約権を無償で取得する。
- (4) 当社は、本新株予約権者が上記3に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合又は権利行使条件が満たされないことが確定した場合若しくは本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

5. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。本項は以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限り適用される。但し、上記3に基づいて本新株予約権を行使することができる場合は本項は適用されない。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とす

る。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記3に規定する本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、上記3に規定する本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

（6）新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

（7）新株予約権の取得事由及び取得条件

上記4に準じて決定する。

（8）新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

（9）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。